

無料相談

①遺言などの無料相談

- 相談対象=遺言、相続、高齢者などの財産管理、離婚時の契約など
- 日時=5月12日(日)午前8時~正午
- 場所=日南公証役場(日南市戸高1丁目3-2)
- その他=平日に事前の電話受付をいたします(午前8時半~午後5時)。なお、相談は平日でも無料です。お気軽に電話予約してお越しください。
- ☎日南公証役場 ☎23-5430

②行政相談

- 相談対象=行政に対する意見や要望、相談など
- 日時=5月27日(月)午前9時~正午
- 場所=市役所1階B会議室
- ☎市民協働課生活環境係 ☎72-1356

③法律相談

- 相談対象=ご近所トラブル、離婚、相続、債務整理、労働問題、交通事故、会社経営など
- 日時=5月17日(金)午後2時~終了次第(要予約)
- 場所=市総合保健福祉センター
- ☎申間市社会福祉協議会 ☎72-6943

④人権相談

- 相談対象=セクハラ、パワハラ、家庭内暴力、体罰、いじめ、誹謗中傷、差別など
- 日時・場所

- ①5月13日(月)午前10時~午後3時 宇戸公民館
- ②6月3日(月)午前10時~午後3時 市役所地下D会議室
- ☎総務課総務係 ☎72-4557

⑤年金相談

- 相談対象=高齢、障害、遺族などの年金請求および相談

●日時・場所

- ①5月9日(木)午前10時~午後3時 市役所1階A会議室
- ②6月6日(木)午前10時~午後3時 市役所1階A会議室
- その他=事前に都城年金事務所へ予約(1カ月前から可)が必要です。予約の際、持参するものの確認をお願いします。
- ※予約受付時間=平日午前8時半~午後5時15分
- ☎市民協働課市民係 ☎72-1117 都城年金事務所 ☎0986-23-2571

⑥消費者生活巡回相談

- 相談対象=消費者トラブル(商品、訪問販売、契約など)に関する相談
- 日時=5月21日(火)午前10時~午後3時
- 場所=市民協働課市民相談室
- その他=事前(前週金曜日の午後4時まで)に電話予約が必要です。
- ☎日南申間消費者生活センター ☎23-4390

警察署だより

☎申間警察署 ☎72-0110 警察安全相談#9110

特殊詐欺に注意!!

携帯電話やスマートフォンを悪用した特殊詐欺にご注意ください

- ・「〇〇億円当たりました」と高額当選を知らせるメールやSNSのメッセージが届いた
 - ・NTTなどの会社名をかたって「未納料金がある」とメールや電話で連絡が来た
 - ・突然、身に覚えのないアダルトサイトに登録された
- など、未納料金や手数料などについて電子マネーや振り込みでの支払いを要求されたら詐欺です。県内で発生したうそ電話詐欺被害の約6割から7割は、料金の未払いや手数料などの架空の事実を口実に現金を振り込ませたり、電子マネーを購入させたりして現金をだまし取る「架空料金請求詐欺」です。

【被害に遭わないために】

- ①身に覚えのないメールは開かない!
- ②相手から指定された連絡先に連絡しない!
- ③家族や周囲の人、警察など身近な人に相談!

※不審な電話やメールは、すぐに最寄りの警察署・交番・駐在所または警察安全相談電話(#9110)に相談してください。



U↑Jターンを支援する 新たな事業を開始しました!

人口減少対策は本市における喫緊の課題であり、1980年から2020年までの総人口は約43%減少しており(29,420人→16,822人)、特に年少人口(0~14歳)は約70%減少しております(6,262人→1,934人)。

令和6年度より総合政策課内に人口対策係を設置し、人口減少対策の取組強化として、昨年度より実施しております申間市結婚新生活支援事業に加え、U↑Jターンを支援する新たな事業を開始しました。

事業1 新 3世代活躍定住支援事業

住宅の新增改築を行い新たに3世代家族となる世帯に対し、その新增改築費用の一部を補助します(最大30万円まで)。

【3世代家族とは】

子世帯と親世帯を含む3以上の世帯が同居または子世帯と親世帯が同一の自治会内に居住(以下「近居」という)している世帯とします。

【補助要件】

- ①新增改築物件
- ②3世代が同居または近居
- ③本市に2年以上居住
- ④過去1年間以上、3世代同居家族ではない
- ⑤対象工事は10㎡以上 など

【補助額】

上限30万円



事業2 新 移住者向け住宅改修等支援事業

市外からの移住者が居住のために行う、空き家のリフォームおよび残存物処分に要する費用の一部を補助します。

【補助要件】

- ①市外からの移住者
- ②5年以上本市に住む見込みの者 など

【補助対象経費】

- ①リフォーム補助 上限30万円
 - ②残存物処分補助 上限10万円
- ※①と②の併用は不可



事業3 新 奨学金返還支援事業

市内に就業などする者で、かつ奨学金を返還するものに対し、返還する奨学金の一部を補助します。

【補助要件】

- ①市内在住(在住見込みを含む)の29歳以下の者
- ②市内の企業などに就職または起業している者(公務員を除く)
- ③奨学金の返還や市税などの滞納がないこと
- ④5年以上本市に居住すること など

【補助額】

24万円/年(※交付期間は3カ年を予定とし、3カ年総額72万円を上限に補助)



事業4 継続 申間市結婚新生活支援事業

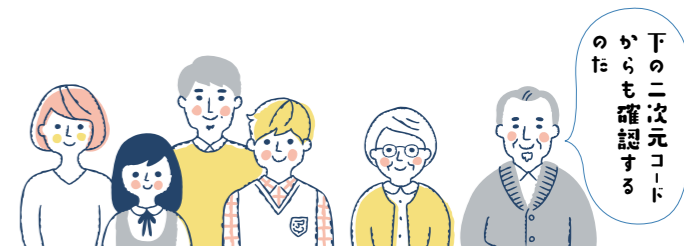
市内に居住する新規婚姻世帯の住居費および引っ越し費用の一部を補助します(最大30万円まで)。

【補助要件】

- ①夫婦の合計所得が500万円未満
- ②夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯 など

【補助対象経費】

- ①住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- ②住宅取得費(住宅購入費用、新築費用)
- ③リフォーム費用(修繕、増改築、設備更新)
- ④引っ越し費用(婚姻に伴う引っ越しにより引っ越し業者などに支払う費用)



事業の詳細などにつきましては、下記にお問い合わせください。

☎総合政策課人口対策係 ☎55-1153



下の二次元コードからも確認する